

高松市・香川町合併協議会会議録
第 5 回 会 議

平成 1 6 年 4 月 1 5 日 (木)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第5回会議

1 日時

平成16年4月15日(木)午後1時30分開会・午後2時24分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	岡弘司	委員	溝渕敬
委員	廣瀬年久	委員	初瀬恭次郎
委員	松本吉弘	委員	富田道教
委員	山田徹郎	委員	大塚茂樹
委員	御厩武史	委員	井原健雄
委員	菰渕将鷹	委員	千葉規美子
委員	北中ヤエ子	委員	中原弘
委員	梶村傳	委員	長尾光喜
委員	大浦澄子	委員	山本宏美
委員	三笠輝彦	委員	西川勝秀

4 欠席委員 1人

委員	鎌田郁雄
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	熊野實	幹事	三好和則
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長 (計画班長専務取扱)	福 井 隆	調整班長	清 谷 文 孝
総務班長 兼調整班兼計画班	澤 田 敏 男		

会 議 次 第

1 開 会

2 新副会長あいさつ

3 新委員の紹介

4 会議録署名委員の指名

5 議事

(1) 報告事項

報告第10号 高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

報告第11号 市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項の規定による合併協議会設置請求代表者への通知及び公表について

報告第12号 副幹事長の互選結果について

報告第13号 高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

(2) 議案事項

議案第10号 平成16年度高松市・香川町合併協議会事業計画について

議案第11号 平成16年度高松市・香川町合併協議会予算について

(3) 協議事項

協議第 1号 合併の方式（協定項目第1号）について
（第3回会議提案：継続協議）

6 その他

(1) 市町村合併関係3法案の概要について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

7 閉 会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 予定の時刻がまいましたので、高松市・香川町合併協議会第5回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日何かと御多忙の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

会議次第2 新副会長あいさつ

議長（増田会長） 会議に入ります前に、去る1月25日に行われました香川町長選挙の結果、岡 弘司町長さんが御当選され、1月30日付で本合併協議会の副会長に就任されております。

それでは、新しく副会長になられました岡 弘司香川町長からごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

岡副会長 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました岡でございます。私は去る1月30日、香川町第8代目の町長として就任しました。同時に、本合併協議会の副会長に就任させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

きょうは、第5回目の合併協議会が開催されますが、私にとりましては、初めての協議会であります。過去4回の協議会では、合併の方式をめぐって、協議が進んでいないような状況であるというふうに認識しておりますが、今回の協議会におきましては、去る3月29日、香川町議会の合併問題特別委員会におきまして決定いたしました、対等の立場でお互いの意見を出し合い、これを尊重しながら、信頼関係のもとで、協議を進める対等式編入合併と申しますが、そういうようなことでの方式で進めてまいりたいと存じております。

今後の協議会が、市町の大小を基本とした考え方ではなく、対等な立場に立脚した方向、方針で建設的に協議が進められ、限られた期間を、目標に大きく前進させられるように、増田会長とともに努力してまいりたいと存じておりますので、皆様方の御理解、御協力をよろしく願い申し上げまして、ごあいさつといたします。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

会議次第3 新委員の紹介

議長（増田会長） 次に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介申し上げます。

お手元の高松市・香川町合併協議会委員等名簿に基づきまして、御紹介をさせていただきます。

きます。

まず、4月1日に香川町助役に就任されました松本吉弘氏が、合併協議会規約に規定されております「1市1町の助役」としての委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

松本委員 松本でございます。

議長（増田会長） 次に、去る3月8日に開催されました香川町議会におきまして、御厩武史氏が議長に就任され、規約に規定されております「1市1町の議会の議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

御厩委員 御厩でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 同じく、3月8日に開催されました香川町議会におきまして、北中ヤエ子氏が副議長に就任され、規約に規定されております「1市1町の議会の副議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

北中委員 北中でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） なお、御厩委員さんと北中委員さんは、選出区分の異動でございますが、委員の変更はございません。御厩委員さん、北中委員さんには、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、規約に規定されております「1市1町の議会の議員のうちから、それぞれ議会の選出する委員」として、香川町議会の富田道教氏が、4月1日付けで委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

富田委員 富田でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 次に、規約に規定されております「1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する委員」として、新たに3名の方が香川町の学識経験者として、4月1日付けで委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

まず、中原 弘委員さんでございます。

中原委員 中原でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 同じく、長尾光喜委員さんでございます。

長尾委員 長尾でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 同じく、山本宏美委員さんでございます。

山本委員 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 次に、規約に規定されております「必要に応じて、1市1町の長が

協議して定めた委員」として、合併協議会設置請求代表者の西川勝秀氏が、4月1日付けで新たに委員として就任されておりますので、御紹介申し上げます。

西川委員 西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 以上でございます。

それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。

会議次第4 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の4会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、三笠輝彦委員さんと北中ヤエ子委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第5 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の5議事に入らせていただきます。

会議次第5 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1)の報告事項でございますが、報告第10号から報告第13号まで、4件一括して事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から説明いたします。座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、報告第10号高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について御説明をいたします。

この規約に関する協議書につきましては、高松市・香川町合併協議会規約に、「1市1町の長の協議により定める」と規定されております項目等について、高松市長と香川町長の間で取り決め、昨年8月26日に調印をいたしておりますが、その後、本年1月30日と4月1日の二度、変更の協議書を取り交わしましたので、御報告するものでございます。

次の2ページをお開き願いたいと存じます。

2ページの別紙1でございますが、さきの香川町長選挙におきまして、岡町長が御当選され、1月30日付けで副会長に就任されましたことから、協議会の副会長について定めております協議書の第3項を、「協議会の副会長には、香川町長 岡 弘司を選任する。」と改めたものでございます。

また、協議会の事務に従事する職員についてでございますが、従来、この協議書の中で、職員の所属団体・職・氏名を個々に明記し定めておりましたが、所属団体の人事異動等に伴い、その都度、変更協議書の締結を要することが想定されましたことから、事務の簡素化・効率化を図るため、協議書の第5項第2号を、「協議会の事務に従事する職員については、1市1町の長がそれぞれ命じた職員とする。」と改めたものでございまして、ただいま申しあげましたような内容の変更協議書を、去る1月30日付けで取り交わしたものでございます。

次に、3ページの別紙2をごらんいただきたいと存じます。

規約第8条第2項に規定する「両市町の長が協議して定めた委員」につきましては、当初交わした規約に関する協議書の中では、「当分の間置かないものとする」と規定いたしておりましたが、このたび協議が調い、合併協議会設置請求代表者である西川勝秀氏を委員として加えることになりましたので、4月1日付けで協議書を変更したものでございます。

報告第10号については、以上でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

報告第11号市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項の規定による合併協議会設置請求代表者への通知及び公表についてでございますが、御承知のとおり、住民発議により設置されました合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項に、「合併協議会設置の日から6カ月以内に、市町村建設計画の作成、その他市町村の合併に関する協議の状況を、合併協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。」と規定されております。このようなことから、本年2月23日付けで、合併協議会設置請求代表者に対して、市町村建設計画の作成、その他市町村の合併に関する協議の状況を通知するとともに、公表いたしましたので、御報告するものでございます。

資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページから6ページにかけての別紙1で、この別紙1が合併協議会設置請求代表者に対して、市町村建設計画の作成、その他市町村の合併に関する協議の状況を通知いたしました通知文の内容でございます。

内容といたしましては、第1回から第4回までの協議会の開催状況や協議内容、また、協議状況等の公開などについて記載をいたしております。

また、次の資料7ページでございますが、7ページの別紙2が、両市町の掲示場に公表

いたしました、建設計画の作成や協議の状況についての公表文の内容でございます。

以上が報告第11号でございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと存じます。

8ページの報告第12号副幹事長の互選結果についてでございますが、本協議会幹事会規程第5条第1項には、「幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。」と規定されております。

この副幹事長につきましては、香川町の田中前助役が、去る1月29日に御退任されましたことによりまして、空席となっておりますが、4月7日に開催いたしました幹事会におきまして、香川町の松本吉弘助役が副幹事長に互選されましたので、御報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第12号の説明を終わります。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと存じます。

9ページは、報告第13号高松市・香川町合併協議会幹事会部会規程の一部改正についてでございます。

この幹事会部会規程につきましては、昨年10月23日に開催いたしました第2回の会議において、御報告をいたしましたものでございますが、本年4月1日付けで、高松市及び香川町の組織機構の見直し等が行われたことなどに伴い、この幹事会部会の委員構成を改める必要が生じたことから、同日付けで、この幹事会部会規程の一部改正を行いましたので、御報告するものでございます。

一部改正の内容でございますが、部会の組織等について定めております、幹事会部会規程の第1条及び第3条関係の別表の全部を改めるというものでございまして、次の資料の10ページから12ページにかけて、改正後の別表を記載いたしております。10ページから12ページにかけてが、改正後の別表でございます。

また、13ページ以降に、参考ということで、この新旧対照表を掲載いたしております。13ページですと、企画財政部会でございますが、変更になった委員にはアンダーライン、下線を引いております。高松市、香川町の下線を引いている委員に変更があったものでございます。13ページは企画財政部会でございます。

次の14ページには、市民部会と環境部会、15ページには、都市開発部会と教育部会、16ページは、文化部会でございますが、合計六つの部会で、下線を引いております部会の委員に異動があったものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第10号から報告第13号についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました、報告第10号から報告第13号までにつきまして御質問等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わりとさせていただきます。

会議次第3 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3（2）の議案事項に移ります。

議案事項のうち、議案第10号及び議案第11号の2件につきましては、関連がございますので、一括議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第10号及び議案第11号について、一括して御説明をいたします。

資料17ページをお開き願いたいと存じます。

まず、議案第10号平成16年度高松市・香川町合併協議会事業計画についてでございますが、次の18ページに事業の内容を記載いたしております。

18ページをごらんいただきたいと思います。

平成16年度におきましては、昨年度に引き続き、そこに記載いたしておりますような事業を実施してまいるのでございます。

まず第1は、「合併協定項目の協議」でございます。

次の2点目で申し上げます、行政制度・事務事業現況調査の結果を踏まえ、合併協定項目の協議を進めるものでございます。

2点目は、「行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整」でございます。行政制度・事務事業の現況調査を実施するとともに、両市町で異なる行政制度等について、部会・幹事会等で調整を図り、調整が調ったものから、順次、協議会に諮ってまいりたいと存じます。

3点目は、「建設計画の作成」でございます。16年度におきましては、合併する市町のマスタープランとなるこの建設計画の作成に向け、鋭意、作業を進めてまいりたいと存

じます。

なお、計画の作成に当たりましては、その内容を、適時適切に合併協議会の会議にお示しするとともに、住民の皆様から広く、御意見・御要望等お伺いする中で、成案の取りまとめに向けて取り組んでまいりたいと存じます。

4点目は、「合併協議会だより、ホームページによる情報の提供」でございまして、引き続き、合併協議会だよりやホームページによりまして、合併協議会での協議の内容、会議録、会議資料などを、できるだけわかりやすい形で情報提供してまいります。

なお、合併協議会だよりにつきましては、15年度は3回の発行でございましたが、16年度におきましては、合併について、住民の皆様の理解をより深めていただくため、協議の進捗状況に応じまして、発行回数の増、あるいは、ページ数の増など、弾力的な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。さらに、合併協議が調った段階では、合併後の住民生活に深くかかわる行政サービスなどを掲載した特集号の発行についても、検討してまいりたいと存じております。

次の5点目は、「協議会、幹事会、部会等の開催」でございます。

6点目は、「合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究」でございます。

最後の7点目といたしましては、「その他必要な合併に関する調査研究」でございます。合併に関して必要な調査研究を、引き続き実施してまいります。

以上が、平成16年度事業計画でございます。

続きまして、19ページをごらんいただきます。

議案第11号平成16年度高松市・香川町合併協議会予算について、御説明をいたします。

次の20ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3,350万2,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の21ページの第1表 歳入歳出予算に記載しているとおりでございます。

次に、20ページの、次の第2条、歳出予算の流用でございますが、平成16年度中の当協議会の歳出予算の執行に当たりまして、予算額に不足を生じた場合には、款相互の金額は、必要に応じて流用することができるという取り扱いとさせていただきます。

続きまして、22ページをお開き願います。

22ページでございます。歳入歳出事項別明細書のうち、まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金として1,675万円を計上いたしております。右端の説明欄にございますように、両市町の負担金の額は、合併協議会規約に関する協議書に定められました市町の経費負担の考え方にに基づき、高松市が1,154万1,000円、香川町が520万9,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金といたしまして、歳出予算総額の2分の1の1,675万円を見込み、計上いたしております。

次の繰越金及び諸収入につきましては、それぞれ1,000円を見込み、計上させていただきます。

以上が、歳入予算の内訳でございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出予算の内訳について、御説明いたします。

まず、運営費のうち、会議費262万4,000円でございますが、内訳は、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料などでございます。

次に、事務費585万8,000円でございますが、これは、協議会事務局の臨時職員の経費、事務局職員の旅費、消耗品費、通信運搬費などでございます。

次に、24ページをお開き願いたいと存じます。

24ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、2,492万円を計上いたしております。その内訳といたしましては、右端の説明欄にございますように、合併協議会だよりの発行に伴う経費、建設計画の作成等委託料、ホームページの管理委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等でございます。

なお、予備費といたしまして、10万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございますが、歳入歳出予算の総額は3,350万2,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成16年度合併協議会事業計画及び予算についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第10号及び議案第11号につきまして、御質問、御意見がございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

富田委員 建設計画の作成のところ、事業計画と、それから予算の事業費で、合併協議会だよりの仕分け配送委託料とこう……、仕分けじゃない、建設計画作成委託料ですか、これで600万円と、こう上がっておりますけれども、建設計画の作成については、編入する、いわゆる香川町が、編入される香川町の建設計画が、編入の場合は、主な建設計画になってこよと思うんですけれども、そうした場合に、この600万円というのは、丸々委託料で払う金額ですか、それとも香川町の建設計画を作成する、その費用に充当する部分が含まれておるのかどうかということをお伺いしたい。

議長（増田会長） ただいまのは富田委員さんからの発言でしたが、事務局から答弁いたします。

富田委員 失礼しました、富田です。

議長（増田会長） はい。

事務局長 事務局から説明をいたしますが、建設計画作成については、今後、この協議会で、基本的な考え方、合併の方式が決まった後、基本的な考え方、方針等を決めていただきまして、それに基づきまして、建設計画の作成作業に入ることとさせていただきます。

ただいま御意見等もございましたが、合併の方式が決まりまして、それに基づきまして建設計画を作成するというところで、今の御意見でありますと、編入合併ということでありまして、香川町のまちづくりを中心とした建設計画ということになるかと思いますが、そういうような形でまいりまして、600万円につきましては、基本的には委託料ということと考えております。それにつきましては、今後、具体的な作業を始める段階で、その金額全体を委託にするのか、あるいは、その中で、ほかの方法があるのかどうかについては、今後、事務局の方で検討してまいりたいと思いますが、基本的には、この600万円で建設計画の作成作業を行っていくと、ただ、建設計画の作成につきましては、全く全部委託してしまうというわけではございません。当然、高松市及び香川町のそれぞれの市町の考え方、それから、そこにおける具体的な職員による作業等も含めての問題でございまして、それから、直接外部的に経費が発生する金額を、上限として600万円を設定したということとさせていただきますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（増田会長） 以上であります。ほかに何か御発言ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ほかにないようでございますので、それでは議案第10号及び議案第11号を一括してお諮りいたします。

議案第10号及び議案第11号につきましては、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議がありませんので、議案第10号及び議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第3 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3（3）の協議事項に移ります。

協議第1号合併の方式（協定項目第1号）についてを議題といたします。

なお、協議第1号については、昨年11月に開催いたしました第3回会議で提案及び説明を行い、12月の第4回会議において質疑及び協議を行いましたが、意思集約を図ることができず、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第1号につきまして、改めて提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号合併の方式（協定項目第1号）について、提案内容の御説明をいたします。

資料25ページをお開き願います。

協議第1号につきましては、先ほど、議長の説明にもございましたが、昨年11月25日に開催いたしました第3回会議に、新設合併と編入合併の両案を併記して提案し、12月の第4回会議において、質疑、協議を行いましたが、意思集約を図ることができず、継続協議の取り扱いとなっているものでございます。

資料の次の26ページをお開き願いたいと存じます。

26ページの案1でございますが、この案1は、梓の中に記載しておりますように、「高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」と、新設合併の方式でございます。

次に、27ページをごらんいただきたいと存じます。

案2でございますが、案2は、「香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」と、編入合併の方式でございます。

なお、両案とも、提案内容の下に先進地域の事例を参考にして、高松市と香川町に当て

はめた、合併の方式に関する一般的な考え方を記載いたしております。

また、次の28ページ、29ページには、合併の方式についての参考資料を掲載しておりますが、既に、これまでの会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号について、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

前回、12月の協議会で説明のあったように、平行線をたどるかのように見えたこの協議課題ですけれども、実は、その後、香川町の議会の中で、新任の町長さんを交えて、長時間にわたって協議を重ねました。その結果、合併方式については、編入合併でやむを得ないと、この合併方式だけをめぐって長引くのはいかなものか、という全体的な意思統一がされました。ただ、その場合に、どうしてもやはり協議事項の内容、あるいは建設計画の中身において、対等なものとなれるように、さらには、全体のグランドビジョンが、最終的には示せるような方向で協議を進めていただきたい、こういうことの条件のもとに、編入合併でやむを得ないかということで、これは議会の中でも、特別委員会で全体の意見がまとまった次第です。

ただ、1月の協議会が1回飛んだだけではありましたけれども、その後の協議が、2月に、上旬に、という当初の予定がだんだんだんずれて、きょうの日に延びてきたこの空白というのは、私は、こういう時期に、大変大きな損失であったかなというふうに感じています。今後、こういう長期にわたる空白を起こさないように、協議を進めていく方向で、お互いに、協力、努力をしていただきたいと思います。

また、建設計画の作成に当たっては、高松市側の委員さんの皆さんの中には、抵抗感もあるかとは思いますが、この点はぜひとも、私どもの努力も酌んでいただきまして、協議に応じていただけるようお願いしておきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ただいまの御意見、承りました。当初の協議会の冒頭からも申し上げておりますように、新設であれ編入であれ、協議については、あくまで対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し合う、お互いの立場を尊重し合うということを、最も基本と

して、今後とも進めてまいりたいと思っております。

特に、建設計画等につきましては、十分に香川町さんの立場を考慮する中で、前向きに積極的な対応をしていきたいと、このように思っておりますので、今後とも引き続きの御協力を、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

ほかにどうぞ、御意見。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の町議の初瀬でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、新町長さんの岡さんからごあいさつ、そして、また、大塚合併問題特別委員長さんのお話ございましたけれども、ダブるかもわかりませんが、御容赦いただきまして、今までの話し合い、それと今後の話し合いのことについて、ちょっと私なりに皆さんにお考えを述べさせていただきたいと、このように思います。

今まで、私ども香川町の委員は、合併の方式につきましては、香川町議会の議員半数以上が対等であるということを主張され、また、香川町の合併を考える会が配布しております合併協議会設置の是非を問うチラシ等でも、吸収ではなく対等な合併をと強調し、町民の皆さんにPRをしてきたわけでございます。それを踏まえまして、私どもは、前回まで対等であることを御主張させていただいたのは、もう高松の委員さん、よく御承知かと思うんでございます。

しかしながら、1月25日の町長選挙で、合併推進を唱えられる岡町長を、町民の皆さんが選択されたわけでございまして、新町長は、先ほどもごあいさつの中で述べられておりましたけれども、私ども議会に対しまして、合併方式にこだわっておったのでは議論が前向きに進まない、私は編入合併でいくが、香川町民の不利益になるような協議はしないと、中身は対等編入合併でというようなことでいきたいと、議会で主張されたわけでございます。

それを受けまして、私ども、3月29日に、全議員で編成しております合併問題特別委員会におきまして、新しい市の建設計画や、新市になって見込まれるすべての財源の活用と、これから協議することを前提にいたしまして、特別委員会では、編入合併に意思統一をいたしたわけでございます。

なお、先ほど御説明がございました、資料の27ページでございますけれども、ここの27ページの編入合併の方式の考え方の下3段でございますけれども、「なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に

立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」と、こう記述されております。どうぞ、この文案を考慮していただきまして、香川町民の皆様が抱いております、高松と合併すると、周辺町として香川町が埋没するのではないかと、また、今、おかげで発展している香川町が、このまま合併すると後退してしまうのではないかと、ということを町民は心配しておられるわけございまして、この文案が空念仏に終わらないように、お互いに心がけていただきたいと。そして、今後この協議会の場で、新市の住民福祉の向上、それとまた新市の発展、活性化につながる論議を、この協議会で活発に行っていきたいと、このように思いますので、私ども十分心がけてやりますので、高松市の委員さん方の御理解もいただきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） もう香川町の議員さんの思いも、いろいろこれまで十分に承った上で、高い立場に立って、そういうお考えを示していただいたことについて、心から敬意を表する次第でございますし、なお御懸念のある点についても、十分に私どもはわかっておりますので、これは合併協議の個々の項目を協議する中で、一つずつそういう不安や疑念を解消していくことに努めていきたい、こんな気持ちでいっぱいでございます。あくまで両市町の住民の利益になる方向で、合併協議を今後とも前向きに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにどうぞ、何か御発言を。

はい、どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、12月の協議会のときに、いろいろ、丁々発止といったら語弊がありますが、いろいろと合併方式につきましては御意見がありまして、もちろん市の名称だとか、あるいは市役所の位置だとか、あるいはそういうものにこだわることではないが、少なくともお互いのまちづくりの立場、対等の立場に立って公正な協議をするならば、新設合併が望ましいという御意見があったり、さまざまな御意見がありました。先ほど来、お話がありましたように、4カ月の空白を埋めるためにも、この編入合併という方式に基づいて、協議が円滑に、スムーズに進まれることは、私は、非常にいい選択だったと思っておりますし、高松にとっても、そのように最初から望んでおりましたために、この協議が前向きに展開されること、強く望むものであります。

ただ、私、最近、香川町の議会の中でも、例えば特別委員会の設置をめぐってさまざま議論があったとか、あるいはそういう動きはよく、すぐ隣ですから、幾らでも響いてくるわけですが、この時期になりまして、3町の合併っていう話は、時々、特にきのうあたり

から話が出るわけなんですね。この3町の合併は、私は特段、塩江町との合併協議、あるいは香南町との合併協議が、非常に円滑に今進んでおりますために、これで香川町の皆さんが、こういう方式で円滑に、しかも前向きに、精力的に、今までの空白を埋めるという立場で協議されるということならば、もうほとんど何も心配をしていないということなんでしょうが、なお、ぜひひとつ、町内の皆さんが今日まで努力されてきた経緯というもの、やっぱり住民発議であって、初瀬さんなんかも、委員さんなんかも強く主張されておりました。中には、町民の皆さんの御意見が、半数は非常に、少し疑念を持っている人たちもいるということも十分踏まえるわけでありまして、そのことを考えれば、さらにその上に町長選挙があったということ踏まえれば、この上に3町合併の話を積み重ねていきますと、町内の皆さんの気持ちというものが、さらに複雑になるんじゃないかという危惧を私なりにするもんなんですね。ぜひそのところは、町議会の皆さんが、一緒にリーダーシップをとっていただいて、この高松との合併協議会が円滑に進められることを強く要望するものでありまして、この際、ぜひひとつお願いをしておきたいもんだというように思って、一言だけ御発言させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） はい、ほかにどうぞ。

初瀬委員 よろしいですか。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 今回の3町合併の問題でございますけれども、これは事実でございます。おっしゃったとおりでございます。私は各議員さんに、議員さんもいろいろグループがあるわけございまして、それはどことも一緒かと思うんでございますけれども、私は、個人的には、私どもグループの中で、この問題は慎重にしなければならないと。最初、一番最初、今よりもまだ具体化しない、この合併協議会発足した当時、合併協議会に来るときの打合会をやるわけでございますけれども、そのときにも、その動きがありましたので、これは高松との合併がはっきりしてからにやらないといけないのではないかと、というように発言もさせていただきました。それで、今度も非常に動きが、梶村さんもよく御存じのように、具体化しておるわけでございますけれども、これ皆さんが自主的にやっとなの、私が、これいかんがとか、そういうことも言えませぬし、御承知のように、グループ、グループでですね、私一人がそのグループを離脱して造反するわけにも、ちょっともう皆さんお考えいただいたらよくおわかりのように、難しいわけでございます。今、梶村さんの御発言が、私ども、議員さん、きょう、ここの委員さん以外にも、傍聴にもお越しいただ

いとる方も何名かいるかと思えますけども、全議員さんが聞かれとるわけでもございませんので、はっきり申し上げまして、非常に微妙なということで、私も、これぐらいの発言をさせていただきましたら、委員さんも御理解いただけるかなと、このように思いますので、私個人の考えでございますので、そのところ、お間違えないように御理解をいただきたいと、このように思うわけでございます。

議長（増田会長） ほかに何か御発言ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第1号についてお諮りをいたします。

協議第1号については、案2の編入合併の方式とすることを確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第1号につきましては、案2の編入合併の方式とすることを確認いたします。

会議次第6 その他（1）市町村合併関係3法案の概要について

議長（増田会長） 次に、会議次第6のその他でございますが、まず（1）の市町村合併関係3法案の概要について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、市町村合併関係3法案の概要について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の31ページをお開きください。

国は、現行の合併特例法が平成17年3月末に失効した後のさらなる合併促進策を定めた、市町村合併関係3法案を3月9日に閣議決定し、国会に提出しました。この市町村合併関係3法案は、市町村の合併の特例等に関する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案から成ります。

まず、31ページの市町村の合併の特例等に関する法律案、いわゆる新合併特例法案の概要について御説明いたします。

この新合併特例法案は、地域住民の意向が行政に反映されるように、合併市町村内に法人格を持つ合併特例区を設置できることと、都道府県知事に合併推進のため一定の役割を担わせることが柱となっております。

まず、「1 合併特例区」をごらんください。

合併特例区は、合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併後の5年以内限り、旧市町村の区域、または複数の旧市町村を合わせた区域を単位として、特別地方公共団体としての合併特例区を設置できる制度でございます。

この合併特例区で処理する事務でございますが、(2)の にございますように、合併関係市町村において処理されていた事務の一部について、ある程度、独自の判断で処理することができるとなっております。

また、この合併特例区には、区長と合併特例区協議会が置かれます。

次に、32ページをお開きください。

「3 特例措置等」でございます。新合併特例法案では、 の合併特例債など財政的優遇措置は廃止するとともに、 の普通交付税の算定における特例、いわゆる合併算定替についても、段階的に5年まで短縮することとしています。

また、 の下の枠囲みのアからコで記載しております、合併に関する障害を取り除く特例措置、すなわち、議員の定数や在任特例、地方税の不均一課税、地域審議会などは現行法どおり残すこととなっております。

次に、33ページ末尾、「6 施行期日」でございますが、この法律は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の限時法となっております。

次に、34ページをお開きください。

ここには、市町村の合併の特例に関する法律、すなわち、現行の合併特例法の一部を改正する法律案の概要を記載しておりますが、ページ中ほどの、「3 現行合併特例法の経過措置」をごらんください。

現行の合併特例法では、平成17年3月31日までに合併を行わなければ、合併特例法に基づく優遇措置を受けることができないとされておりますが、改正案では、ここに記載のとおり、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行った場合で、平成18年3月31日までに合併したものにつきまして、現行の合併特例法の規定が適用されることとなっております。つまり、平成16年度末までに合併の議決を経て、知事へ申請すれば、合併の期日が1年間遅くなっても、現行の合併特例法の規定が適用されるということになります。

次に、35ページをごらんください。

最後に、地方自治法の一部を改正する法律案の概要でございます。

この法案では、特に、1に記載のとおり、住民自治の強化等を推進する観点から、地域自治区を市町村の判断により設置することができる旨の改正が盛り込まれております。

この地域自治区は、先ほどの合併特例区とは異なり、合併とは関係なく設置できるものでございまして、の市町村の事務を分掌する区の事務所と、の地域住民の意見を取りまとめ、行政に反映させる地域協議会とで構成されます。

この一般的な自治体について設置できる地域自治区につきましては、合併に伴う特例がございまして、その内容は、印で記載しておりますように、事務所の長にかえて、特別職である区長を置くことができることなどが挙げられます。

この特例は、新合併特例法案及び合併特例法の一部改正案の両法案に規定されることとなっております。

以上が市町村合併関係3法案の概要でございます。

次に、37ページをお開きください。

この資料は、合併特例法の一部改正及び新合併特例法案により、現行の合併特例法の内容がどのように変更になるかを、参考として一覧表に整理したものです。

まず、左端の現行法と中央の一部改正案の相違点について御説明いたします。

上から2番目の対象市町村につきましては、一部改正案では平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行った市町村にも適用されることとなります。

また、上から3番目の地方交付税の算定の特例、4番目の合併特例債、一番下の地域審議会につきましては、改正後においても、これまでと同様でございます。

次に、上から5番目の地域自治区と6番目の合併特例区につきましては、新法案と同様の改正がなされており、合併に際し、地域自治区、合併特例区を合併関係市町村の協議により設置することができるものです。

要点のみ再度御説明いたしますと、地域自治区は、地方自治法で規定され、合併に関係なく設置できるもので、地域協議会と区の事務所で構成され、法人格を有しません。ただし、合併市町村の場合は、設置の手続や特別職の区長を置くことができるなどの特例がございまして。

次に、上から6番目の合併特例区につきましては、地域自治区と異なり、法人格を有する区でありまして、特別職である区長や合併特例区協議会を置くものです。

また、合併特例区協議会には、予算の同意や重要事項を実施する場合の意見陳述など、

地域自治区の地域協議会にはない権能がございます。

なお、この改正案は、平成17年3月末までに合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併をした場合のみ適用されるものでございます。

次に、中央の一部改正案と右側の新合併特例法案の相違点について御説明いたします。

対象市町村につきましては、新合併特例法案では、平成17年4月1日から平成22年3月31日までに合併した市町村が対象になるものでございますが、大きな相違点は2点ございます。

まず、表の上から3番目の地方交付税の算定の特例でございます。新合併特例法案では、地方交付税の算定の特例期間を段階的に短縮するものとなっております。具体的には、一部改正法案の適用を受けて、平成17年度に合併した場合、特例適用期間は10年度間となり、平成27年度まで合併算定替が適用されますが、新法案が適用されます場合は、右端の欄にございますように、特例期間は、平成26年度までの9年度間となり、1年間短くなります。以下、表にございますように、段階的にこの特例期間が短縮されることとなります。

相違点の2点目は、新法案では、合併特例債が廃止されます。

このように、新合併特例法では、合併特例債や普通交付税の算定替において、支援措置が廃止または縮小されることとなります。

以上、簡単ではございますが、市町村合併関係3法案の概要についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第6 (2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、次に、会議次第6 (2) の高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、合併協議会の会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の30ページになります。資料の30ページをごらんいただきたいと存じま

す。

第6回会議につきましては、5月7日金曜日の午後1時30分から、場所は、香川町農村環境改善センター、2階大ホールでの開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項等を記載いたしまして、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上のとおりでございます。

次に、その他でございますが、事務局が説明した以外で、皆様の方で、この際、何か御発言がございましたら、承りたいと存じますが。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御発言もないようでございますので、それでは以上で本日の会議日程をすべて終了いたします。

皆様方には、長時間にわたりまして御協議を賜り、まことにありがとうございました。これもちまして、高松市・香川町合併協議会第5回会議を閉会させていただきます。

今後ともよろしくお願申し上げます。

午後 2時24分 閉会

会議録署名委員

委員

北中 千代子

委員

三笠 輝彦